

大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所(以下、「甲」という。)と安中市(以下、「乙」という。)とは、その行政地区において大規模土砂災害等に備えた相互協力について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模土砂災害時等に備え甲乙相互に協力し、有事における減災活動や災害対応等が円滑に進むことを目的とする。

(協力内容)

第2条 相互に協力する内容については、次の通りとする。

- (1) 危機管理計画の作成(情報収集・伝達)
- (2) 防災に関する資料等の企画作成(防災業務計画の見直し、ハザードマップの作成等)
- (3) 防災訓練等の実施
- (4) 平常時における防災意識向上に関する活動(講演会等)
- (5) その他相互に必要と認めた活動

なお、この具体的内容については、相互に協議し、段階的に進めることとする。

(体制)

第3条 甲と乙は、第2条を進めるに当たって協議会等を設置し、情報交換を行うこととする。

(有効期限)

第4条 この協定期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長するものとし、以後この例により、継続するものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたとき、更にこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 国土交通省 関東地方整備局 利根川水系砂防事務所長
乙 群馬県 安中市長